

訪 問 介 護 重 要 事 項 説 明 書

1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人平戸市社会福祉協議会
所 在 地	長崎県平戸市岩の上町1466番地
電 話 番 号	0950-22-2180
代 表 者	会 長 宮 本 照 芳
設 立 年 月 日	平成17年9月1日

2. 訪問介護事業所の概要

事 業 所 の 種 類	指定訪問介護事業所・令和5年9月1日指定（更新） 指定長崎県 第4270700471号
事 業 の 目 的	要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護を提供する。
事 業 所 の 名 称	平戸市社協訪問介護生月事業所
事業所の所在地	長崎県平戸市生月町山田免3011番地
電 話 番 号	0950-53-2615
管 理 者 氏 名	百 村 千 穂
事業所の運営方針について	・事業者の訪問介護員等は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
開 設 年 月	指定訪問介護 平成17年9月1日
事業所が行なっている他の業務	介護予防訪問介護相当サービス事業・訪問型サービスA(平戸市指定) 指定障害福祉サービス事業所 居宅介護 令和6年10月1日指定(更新) 長崎県 4210700094 号 重度訪問介護 令和6年10月1日指定(更新) 長崎県 4210700094 号 同行援護 令和6年10月1日指定(更新) 長崎県 4210700094 号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 実施地域 平戸市全域（※左記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。）

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日
受 付 時 間	8時30分～17時30分 (上記時間外においても電話等により24時間連絡可能な体制をとります。)

(3) サービス提供時間帯

サービス提供日	日曜日から土曜日
サービス提供時間	0時～24時

4. 職員の体制

当事業所では、指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

		常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1 名	—	従事者の管理、業務の管理	1 名
サービス提供責任者		3 名	—	利用申込の調整、居宅介護計画書の作成 訪問介護員等への技術指導	3 名
事務職員		1 名	—		1 名
訪問介護従事者		6 名	—	訪問介護サービスの提供	6 名
	介護福祉士	5 名	—		5 名
	2 級課程修了者	1 名	—		1 名

5. サービス内容

身体介護	食事の介護、排泄の介護、衣類着脱の介護、入浴の介護、身体清拭、洗髪、通院等の介助、その他
生活援助	調理、衣類の洗濯、補修、住居等の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡、その他
その他	その他必要な相談・助言、住宅改良に関すること、その他必要なこと（要介護・要支援認定更新申請に対する必要な援助）

6. 利用料金

(1) サービス利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の 1 割または 2 割または 3 割です。（※負担割合については、保険者が発行する「介護保険負担割合証」をご確認ください。）ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額お客さまの負担となります。

【要介護の認定を受けた方】

内 容		サービス費用	利用者負担		
			1 割	2 割	3 割
身体介護	20 分未満	1,790 円	179 円	358 円	537 円
	20 分以上 30 分未満	2,680 円	268 円	536 円	804 円
	30 分以上 1 時間未満	4,260 円	426 円	852 円	1,278 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	6,240 円	624 円	1,248 円	1,872 円
	以降 30 分増すごとに算定	820 円	82 円を加算	164 円を加算	246 円を加算

	身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき、20分以上45分未満行った場合に追加して算定	720 円	72 円	144 円	216 円
生活援助	20分以上45分未満	1,970 円	197 円	394 円	591 円
	45分以上	2,420 円	242 円	484 円	726 円
初回加算（初回のみ）		2,000 円	200 円	400 円	600 円
特別地域加算		所定単位数の 15%			
介護職員等処遇改善加算Ⅲ（1月につき）		サービス費用月額合計の 20.7%			

【減算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の単位が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所を同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	事業所と同一敷地内又は隣接する建物に居住する者	10%

※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）帯は上記料金の25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は同50%増しとなります。

※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客さまの居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、且つ、お客さまの同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。（※厚生労働大臣が省令で定める基準）

※ 当事業所は特定事業所加算（Ⅱ）10%を算定しています。

※この他ここに記載のない項目については、厚生労働省が定める額となります。

（2）その他

① お客さまのお住まいで、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客さまのご負担になります。

② 料金のお支払いは、毎月中旬までに前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払い方法は、現金払い、口座振替でお願いいたします。

7. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込み下さい。本会職員がお伺いします。

サービスの提供依頼を受けた後、契約を結び訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

（2）サービスの終了

① お客さまのご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申しつけください。

② 本会の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客さまが介護保険施設に入所等した場合
- ・要介護認定区分が介護保険の要支援又は非該当と認定された場合
(地域包括支援センター(介護予防支援事業者)への紹介を行います。)
- ・お客さまが亡くなられた場合又は被保険者資格を喪失されたとき

④ その他

- ・本会が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客さまやご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または本会が破産した場合、お客さまは文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・お客さまが、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客さまやご家族の方などが本会や本会のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

8. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、以下の手順に従い主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

【緊急時の手順】

緊急事態発生 ⇒ 利用者の安全確認並びに管理者又は事業所へ報告 ⇒ 必要な場合は「主治医並びに救急隊及び家族へ連絡」 ⇒ 搬送する場合は、救急隊への協力 ⇒ 以後の状況を確認 ⇒ 行政への報告 ⇒ 対策会議の開催等

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護員について

- ① サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。担当の訪問介護員や訪問する訪問介護

員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

- ② 利用者から特定の訪問介護員を指名することはできませんが、訪問介護員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

① サービスは、「訪問介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

② サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 利用者の同意なしに行う飲酒・喫煙及び飲食
- ⑥ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

1 1. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者 職・氏名： 職 主任 氏名 百 村 千 穂

- (2) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 2. 苦情等の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞

電話 0 9 5 0 - 5 3 - 2 6 1 5 主 任 百 村 千 穂

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

○苦情解決責任者 生月支所長 松 本 真 輔

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員＞ 山 口 龍一郎 ・ 船 原 正 司

※連絡先については、本会へお問い合わせください。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

平戸市役所長寿介護課	所在地 電 話	平戸市岩の上町 1 5 0 8 番地 3 0 9 5 0 - 2 2 - 9 1 3 4
長崎県国民健康保険団体連合会	所在地 電 話	長崎市今博多町 8 番地 2 0 9 5 - 8 2 6 - 1 5 9 9 (専用電話)
長崎県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 電 話	長崎市茂里町 3 番 2 4 号 0 9 5 - 8 4 2 - 6 4 1 0 (専用電話)

1 3. 第三者による評価の実施状況

実施の状況 有 ・ ☐ 無

令和 年 月 日

訪問介護の提供にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

住 所 長崎県平戸市生月町山田免3011番地
事業所名 平戸市社協訪問介護生月事業所

代 表 者 会 長 宮 本 照 芳

説 明 者 職名 _____ 氏名 _____ ㊞

私は、本契約及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

利 用 者 住所 _____

氏名 _____ ㊞

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ ㊞

続柄 _____